

08年川上に入管・監督署処分

抗議先：川上株式会社

(TEL) 078-591-2211 (FAX) 078-591-8881

# 別の所にあった「ミニオン」だけが逃れた

## 監督署には 07年10月以降法令通り払うようにした

研修・技能実習生は3年が在留期間とされており、2006年2月に来日した彼女たちは2月9日に在留期限を迎えました。しかし、月200時間の残業をして働いてきた3年間の残業手当の未払分を「川上」が払わないため、帰国することができませんでした。「川上」=川上(株)・(株)ミニオン・(株)エルランシャン・(株)三善・(株)神戸刺繍工業が彼女たちに支払ったのは最低賃金法で定められた半分にも満たない金額でした。本来は、1年目の研修生に残業をさせてはならず、2年目以降の技能実習生には、「日本人従業員と同等またはそれ以上の報酬」を支払うことが決められています。彼女たちが求めているのは最低賃金による残業手当の支払いに過ぎません。

「川上」では、2007年秋に入国管理局、労働基準監督署が立入調査に入り、「名義貸し」「所定時間外作業」で不正行為があったとして、川上(株)などの4「社」は研修生受入を3年間禁止されました。当時、(株)ミニオンは、鈴蘭台南町7丁目にあったため入管・監督署の立入調査から逃れ、その後、4社が営業できなくなって空いた「川上」(鈴蘭台東町2-4-32)に場所を移してこれまで営業をしてきました。



### ●「実習生に十分理解納得してもらった」と5万5千円で清算!?

労働基準監督署の是正勧告に対して、「川上」は、「技能実習生の法定時間外労働については、2007年10月以降法令通り割増賃金を支払うようにしております」と「是正報告書」を提出。そして、時間外労働の支払い不足分については、「内職単価で支払っていたため、時間算出等明確に把握することが困難」などとして、「資金繰り等も容易でなく」「技能実習生が同意した金額を支払う」として、「技能実習生に十分理解納得をもらい」「5万5千円」を払ったと報告しています。

しかし、実習生8人は当時、白紙の紙にサインさせられた記憶はありますが、5万5千円が何のお金

なのかはわかりませんでした。「川上」が監督署に提出した「同意書」には、①過去の時間外労働に対し、内職で支払ったことに対する解決金として金55,000円を支払う。②これまでの雇用期間について、労働時間、及び賃金に関して一切異議を申し立てない、などと書いてありました。

昼休み45分。夕方の休憩は15分しかなく、その間に夕食をとって毎日のように深夜まで働いてきた彼女たちは買い物すること、風呂に入ることさえゆっくりできない生活を送ってきたのですが、それを「過去すべての清算」として5万5千円ですまそうとするふてぶてしさには驚かされます。少しでも良心

があるなら、いますぐ最低限の償いをし、1日も早く帰国できるようにすべきです。

### カンパをお願いしています

実習生は3年間の就労期間が過ぎたため、働くことができず、2月9日から収入がなくなりました。生活支援・裁判費用のカンパをお願いします。

名義：神戸ワーカーズユニオン  
郵便振替口座：

01190-9-34760

## 神戸ワーカーズユニオン 川上分会

神戸市中央区雲井通 1-1-1-215 <http://www11.plala.or.jp/kobeunion/>

TEL 078(232)1838 / FAX 078(232)1839 E-mail: [kobeunion@rouge.plala.or.jp](mailto:kobeunion@rouge.plala.or.jp)